

令和2年6月 5日 開会

令和2年6月19日 閉会

(定例第7回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第131号

令和2年第7回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年5月29日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和2年6月5日（金） 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

---

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富三郎	杉 谷 洋 一

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 5 日 (金曜日)

---

### 議 事 日 程

令和 2 年 6 月 5 日 (金曜日) 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

① 説明員の報告

② 出納検査結果の報告

③ 陳情付託の報告

④ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

① 政務報告

② 報告第 2 号 令和元年度大山町一般会計予算の明許繰越について

③ 報告第 3 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計予算の明許繰越について

④ 報告第 4 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計予算の明許繰越について

⑤ 報告第 5 号 令和元年度大山町水道事業会計予算繰越報告について

⑥ 報告第 6 号 令和元年度大山恵みの里公社収入支出決算について

⑦ 報告第 7 号 令和 2 年度大山恵みの里公社収入支出予算について

⑧ 報告第 8 号 長期継続契約締結の報告について

⑨ 報告第 9 号 第 10 期一般社団法人大山観光局収入支出決算について

⑩ 報告第 10 号 第 11 期一般社団法人大山観光局収入支出予算について

日程第 4 議案第 75 号 大山町こうれい上屋付多目的広場条例の制定について

日程第 5 議案第 76 号 大山町職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 77 号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 78 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 8 議案第 79 号 財産の取得について（除雪用 2t 級ダンプ）

日程第 9 議案第 80 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 10 議案第 81 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 82 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 83 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 84 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16 名）

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岡 田 聰	14 番 野 口 俊 明
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 杉 谷 洋 一

---

### 欠席議員（なし）

---

### 欠員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌                      書記 …………… 三 谷 輝 義

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀                      教育長 …………… 鷺 見 寛 幸  
副町長 …………… 小 谷 章                      教育次長 …………… 前 田 繁 之  
総務課長 …………… 山 岡 浩 義                      建設課長 …………… 大 前 満

---

午前 10 時 00 分開会

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席。

---

### 開会・開議・議事日程

○議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は、16人です。

定足数に達していますので、令和2年第7回大山町議会定例会を開会します。

皆様に、お知らせ致します。これから本日の会議を開きますが、本定例会におきましては、新型コロナウイルス 感染拡大防止のため議員や管理職席に適度な距離を取るよう心がけております。

また、議場への出席者も、必要最小限にとどめていきたいと思っておりますし、発言をするときも、登壇する場合を除き、自分の席での発言時は、着席のまま発言することと致しましたので、ご承知おき下さい。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第8、議案第79号 財産の取得について（除雪用 2t 級ダンプ）については、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしくお願い致します。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番 米本 隆記議員、8番 大森 正治議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの15日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありまし

た。

検査資料は、事務局にありますので 閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告につづき報告第 10 号 第 11 期一般社団法人大山観光局収入支出予算についてまで、計 10 件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口 大紀。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。

本日からの 6 月定例会どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、令和 2 年 6 月定例会における政務報告としまして、3 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず始めに、総務課関係の新型コロナウイルス感染症の対応についてです。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出される以前から、大山町新型コロナウイルス感染症等対応マニュアルに基づき大山町新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、感染拡大防止等の対策に取り組んできました。

令和 2 年 4 月 7 日に緊急事態宣言が発出されると同時に大山町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、町が管理する施設の閉鎖や利用中止、感染予防対策措置などを講じてきました。令和 2 年 5 月 25 日に緊急事態宣言が解除されるまでの間に週 1 回のペースで延べ 7 回会議を開催しております。

緊急事態宣言が解除されたことにより、第 2 波に備えて大山町新型コロナウイルス感染症対策会議を再設置し、継続して対応にあたっているところです。

次に、住民課関係の特別定額給付金についてです。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、1 人当たり 10 万円を給付するこの事業につきまして、大山町では、オンライン申請を 5 月 1 日から、郵送申請は 5 月 12 日から受付を行い、給付につきましては、オンライン申請分を 5 月 14 日から、郵送申請分を 5 月 19 日から行い、以降 3 営業日ごとに給付を行っております。

6 月 4 日現在の給付件数は、5,379 件で、対象の 5,776 世帯に対する給付率は、93.1%となっております。

引き続き、迅速な給付の実施に努めてまいります。

次に、農林水産課関係の松くい虫等防除事業についてです。

本年度も松くい虫被害の拡大を防止するため、松くい虫特別防除事業を 5 月 18 日に発注し、町内 4 カ所の松林 386 h a でヘリコプターによる薬剤空中散布を実施します。

1 回目の散布は 6 月 2 日に終わり、2 回目は 6 月 15 日から実施する予定です。

次に、農業委員会関係の大山町農業委員並びに農地利用最適化推進委員の公募結果についてです。

本年 7 月 19 日で任期満了となります農業委員と農地利用最適化推進委員について 4 月 6 日から 5 月 8 日まで公募を行った結果、農業委員は定数 15 名に対して同数の 15 名、農地利用最適化推進委員は定数の 15 名に対して 16 名の推薦や応募がありました。

農業委員については、選考委員会を開催して候補者の適性等について検討したところであります。農業委員の任命におきましては、議会の同意を得る必要がありますので、本定例会での追加提案を予定しております。

なお、農地利用最適化推進委員については、農業委員会で選考のうえ、委嘱の手続きが進められることとなります。

次に、建設課関係の社会資本整備総合交付金事業についてです。

令和元年度繰越事業のうち、町道安原淀江線改良工事について、4 月 20 日に工事完了し、町道下坪田山村線改良工事について、5 月下旬に工事着手しました。

今年度事業は、町道蔵岡向原線改良工事に伴う測量設計業務と町道保田寺坂線（保田橋）外 1 橋の橋梁補修調査設計業務について、委託契約を締結しました。

次に、観光課関係の大山夏山開き祭についてです。

今年の 6 月 6 日・7 日に予定しておりました、第 74 回大山夏山開き祭については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの方に好評をいただいていた「たいまつ行列」を含む前夜祭を中止としました。

また、山頂祭については、山頂碑及び山頂小屋の改修による立入り制限もあり密集、密接を避けられない状況から、参加者への安全を配慮し、阿弥陀堂横に場所を変更し、関係者のみで実施する予定です。

最後に徴収金関係です。

令和元年度も未収金の収納に向けて、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。

各課の徴収実績は、別紙資料のとおりです。

続きまして報告第 2 号から第 4 号 令和元年度大山町一般会計予算ほかの明許繰越につきましては、令和元年度大山町一般会計予算、令和元年度農業集落排水事業特別会計予算、令和元年度公共下水道事業特別会計予算を令和 2 年度に明許繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙報告書のとおり議会にご報告するものであります。

続きまして、報告第 5 号 令和元年度大山町水道事業会計予算繰越報告につきましては、令和元年度大山町水道事業会計予算を、別紙計算書のとおり令和 2 年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会にご報告するものであります。

続きまして報告第 6～7 号 令和元年度大山恵みの里公社収入支出決算並びに令和 2 年度大山恵みの里公社収入支出予算につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 3 項及び地方自治法施行令第 173 条の規定に基づき、一般財団法人大山恵みの里公社の令和元年度決算並びに令和 2 年度予算に係る書類を提出するものであります。

これは、地方自治法第 221 条第 3 項及び地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、町が 100%出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があるとされていることによるものです。

続きまして報告第 8 号 長期継続契約締結の報告につきましては、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

続きまして、報告第 9 号から第 10 号 第 10 期一般社団法人大山観光局収入支出決算並びに第 11 期一般社団法人大山観光局収入支出予算についてにつきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 3 項及び地方自治法施行令第 173 条の規定に基づき、一般社団法人大山観光局の第 10 期決算並びに第 11 期予算に係る書類を提出するものであります。

これは、地方自治法第 221 条第 3 項及び地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、町が出資しております同観光局につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによるものです。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4 議案第 75 号～日程第 7 議案第 78 号

○議長（杉谷 洋一君） 次に、日程第 4、議案第 75 号 大山町こうれい上屋付多目的広場条例の制定についてから日程第 7、議案第 78 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてまで、計 4 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 75 号 こうれい上屋付多目的広場条例は、老朽化に伴い解体した高麗体育館跡地に建設中であり、こうれい上屋付多目的広場の管理、運営等に関する条例を制定するものでございます。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしています。

続きまして、議案第 76 号 大山町職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定については、地方自治法の一部改正により、地方公共団体は条例で、長や職員などの地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定める

ことができることとされたことに伴い、本町における職員等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるため、条例制定をするものでございます。

なお、この条例の施行は、条例公布の日からとしています。

続きまして、議案第 77 号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、国において人事院規則の一部を改正する人事院規則が施行され、国家公務員の特殊勤務手当について新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、防疫等作業手当の特例が新たに規定されたことに伴い、本町においても国に準じて新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業従事職員に対する特殊勤務手当の特例を措置するため、条例の一部改正をするものでございます。

なお、この条例の施行は、条例公布の日からとしています。

続きまして、議案第 78 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更については、現行の大山町過疎地域自立促進計画について、過疎対策事業債の対象となる事業の追加・変更が生じたため、その計画の一部を変更するものであります。

変更の内容は、ハード事業分として、桜の苑大規模改修事業負担金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備など全 5 事業、ソフト事業分として、公立学校学習環境整備の 1 事業を新たに計画に追加するものです。各事業の内容につきましては、事業内容に記載のとおりであります。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第 8 議案第 79 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 8、議案第 79 号 財産の取得について（除雪用（2t 級 ダンプ）を議題とします。

本議案は、本日、質疑・討論・採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 79 号 除雪用 2t 級ダンプに係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入する除雪用 2t 級ダンプは、平成 8 年より道路維持兼除雪車として利用している車両を更新するもので、5 月 22 日に 7 業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額 558 万 8,000 円で、西伯郡大山町塩津 834 番地 2 有限会社 松井オートサービス 代表取締役 松井雄二が落札し、5 月 25 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。なお、納入期限は令和 2 年 12 月 21 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（14 番 野口 俊明君） 議長、14 番。
- 議長（杉谷 洋一君） 14 番 野口議員。座って。
- 議員（14 番 野口 俊明君） 先ほど全協のときに、この 7 社のうち 4 社辞退があったということで、議員の皆さんからの質疑の質問の中で、辞退の 4 社の中でですね、なぜ辞退したかということがあったわけですが、そんなことで車両の取り扱いがないという、業者があるという説明があって、それで辞退したのかなということが我々もわかったわけなんですけど、その車両の取扱がない業者を何故指名するんですか。
- そこについてお伺いいたします。
- 建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 大前建設課長。
- 建設課長（大前 満君） 指名願いが出ている時点では物品購入の中の車両についても、指名願いが出ているというところをございまして、その車両の指定についての記載等はその指名願いの中にはございませので、そこは確認をしないままで指名のほう、通知を出させていただいたというところをございます。
- 議員（14 番 野口 俊明君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口議員。座って。
- 議員（14 番 野口 俊明君） 過去にも、この車自体ですね、町は購入しておられると思うんですよ。そういう実績がある中で、わかっていなかったのか、どうなのか。そしてまた、この特殊車両ということですから、もう全ての業者が特殊車両が扱えるとは我々も思ってないんですけど、あまりに昨今見てみると、何社もこう辞退が出て、本当に入札が、落札、一社だけが入札したというようなこともあるようですが、もう少し今の話でいけば、わからんということですけど、事前調査を必要があるのでないかなという私は、気がしてるんですけど、そこら辺のことについて町長、どういうふうにござおられるのか伺いたいと思います。
- 副町長（小谷 章君） 議長、副町長。
- 議長（杉谷 洋一君） 小谷副町長。
- 副町長（小谷 章君） 実際にですね、今後、どういったものを物品だけでなく、工事、建築、いろんなものがあるわけですけども、今後、将来、どんなものを、実際に発注するのかといったようなことを具体的に、個々に考えないと、それぞれ指定するっていうことは実際難しいと思っております。
- で、また、購入するに当たって、物品のものも、実際には、どんどん、新しくなっていくって、変わっていくわけでありまして、それを毎回毎回、個々に細かく、指名の内容で指定するというのは、現実的に難しいと思っております。以上でございます。
- 議員（14 番 野口 俊明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。座って。

○議員（14 番 野口 俊明君） もう、なかなか難しいということも聞くわけで、あれですけど、たった6社、7社の指名をされるわけであるわけでしょう。本当に、何ていうか、辞退だらけってというような格好ってというようなのはあんまり我々にとってはなかなか町民にとってもおもしろくないような気がするわけです。

そうすると、何ちゅうか、調査を、6社7社のことなら、できんことはないんじゃないかなという気がするわけで、特に、そういうものを扱ってるかないか、指名するけど、いわゆる応札ができるのかできんのか、そういうことぐらいの調査は、私はしても、この数をしれたもんですから、今後において、そういうことを考えられるのか考えられないのか、そこら辺を、最後に聞きたいと思います。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（杉谷 洋一君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） 今回のダンプについては確かに7社でございます。ただ、この入札が7社でこの7社だけやればよいという問題ではなくて、今後、発注する入札、そういうものについて、全部調査しようということになれば、これ不可能でございます。

○議員（15 番 西山富三郎君） 議長、15番。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15 番 西山富三郎君） 1点目、指名審査会には、何名、誰と誰と誰が出席しましたか。〔発言するものあり〕

2点目、指名基準がありますか。何項目ありますか。その中に、企業の社会的責任という条件はありますか。

それから、松井オートさんの職員は何名いらっしゃいますか。1件目は以上。

〔「今の、関係あるだか・・・：」と発言するものあり〕

○議長（杉谷 洋一君） はい。もう、何だか、ちょっと、厳しいようなところは、執行部のほうは、答弁のほうはよろしいかと思っておりますので、その辺を考慮しながら、答弁をよろしくお願いします。はい。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（杉谷 洋一君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） まずですね、指名審査につきましては、指名審査委員会というものを設けておまして、私、副町長それから、財務課長建設課長、建設課長、農林水産課長、水道課長、教育次長がメンバーとなっております。

それから、指名審査の基準というものも、実際設けております。

で、その中の、社会的貢献という部分については、特に、指名審査基準の中にはうたってなかったと承知しております。

松井オートさんの、社員の数については承知しておりません。以上です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） かつて、契約のときに、私は質問いたしました。

その質問は、企業の社会的責任を重たい。それで、厚労省、鳥取県ハローワーク等は、公正採用選考人権啓発費制度というものをですね、条件にしていますが、町長、これから選考基準に入れますかと言いましたら、町長は考えているとおっしゃいました。

それじゃあ、この選考基準は、何年何月何日に制定したのですか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 企業の社会的条件というものの、を採用するかということでございますけれども、土木とか建築におきましては県の基準というものを参考にしながら、格付というものがされております、県のほうでは。その中に、いわゆる、例えば、社会的条件ということで、例えば研修を行っているとか、あるいはISOの1万4001を取得しているかどうかということが加味されながら格付等はされております。

ただ物品の業種につきましては、ISOなりは県のほうでは確認はされておりますけれども、町のほうではしていないというのが現状でございます。以上です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） 町の基準は、何億円の金額の、何百万の金額も同じような基準で選定するんですか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 町の入札参加資格というものにつきましては、2年にいっぺん、指名願というものを出示してもらっておるものでございます。その中におきましてはいろいろなものを出示していただくわけですけど、例えば、税金の滞納がないのか、あるいは労働保険が納付されているかというようなこと、あるいは、県の、土木建築ですと、そここの格付等を参考にしながら、審査をしているものでございます。

具体的に町のほうで、社会的条件というものでは、条件には入れてないというものでございます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 79 号は 原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 80 号 ～ 日程第 13 議案第 84 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 9、議案第 80 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）から日程第 13、議案第 84 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）まで、計 5 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 80 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）については、農耕用免許取得推進事業や単県斜面復旧事業などを実施するにあたり、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 5 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 77 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 130 億 7,233 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 81 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、消費税率引き上げに伴い第 1 段階から第 3 段階の方の介護保険料が引き下げられたことによる介護保険料の減と令和元年度実績による過年度返還金の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 303 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 6,685 万 1,000 円とするものであります。

次に、議案第 82 号 令和 2 年度 大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については、既定の歳入歳出予算額の総額に、それぞれ 420 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,446 万円とするものです。

歳入の主な内容は、過年度分の消費税還付金として 1,526 万 1,000 円、機能強化対策事業費の増額により町債 420 万円を計上しております。

歳出の主な内容は、長田保田処理区下水道施設の占用による土地の購入に 54 万円、それに伴い地籍測量図作成委託料 50 万円を計上、また機能強化対策事業として名和处理区マンホールポンプ制御盤更新工事に伴う工事請負費として 424 万 6,000 円を計上するものであります。

次に、議案第 83 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、既定の歳入歳出予算額の総額に、それぞれ 1,652 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,396 万 5,000 円とするものです。

歳入の主な内容は、長寿命化対策事業費の増額により国庫補助金として 1,276 万 5,000 円、過年度分の消費税還付金として 1,387 万 4,000 円を計上しております。

歳出の主な内容は、長寿命化対策事業の工事請負費で、中高所子処理区及び名和处理区マンホールポンプ制御盤更新工事と、逢坂処理区マンホールポンプ場更新工事として3,857万1,000円を計上、またそれに伴うストックマネジメント計画基本設計業務及び実施設計業務の委託料1,225万円を計上するものであります。

次に、議案第84号 令和2年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）については、移転補償工事による補償費を受け入れるため、資本的収入の工事負担金を255万円増額しております。

また、移転補償工事、連絡管接続工事及び配水池測量設計業務の事業費の精査により、資本的支出の配水管設備改良費を62万5,000円減額し、配水施設整備費を383万9,000円増額しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 散会報告

○議長（杉谷 洋一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、6月15日に会議を開き、一般質問を行いますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

---

午前10時40分散会